

商工中金からのお知らせ

SHOKO CHUKIN BANK



平成 22 年 7 月 1 日
商 工 中 金

預金規定等への暴力団排除条項の導入に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊金庫では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、平成 22 年 7 月 1 日より、普通預金規定をはじめとする各種規定等に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項（暴力団排除条項）を導入することといたしました。

本条項は、預金者等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合には、弊金庫の判断により契約を解除させていただくことを定めた条項です。改定後の新規定は、すでにお取引いただいているお客さまにも適用されます。

また、普通預金等の新規取引お申し込みの際には、お客さまが暴力団等の反社会的勢力ではないこと等の表明・確約をお願いさせていただきます。本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。

お客さまにおかれましては、暴力団排除条項の導入にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

規定等の具体的な改定内容につきましては、[こちら](#)をご覧ください。ご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。